

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月21日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 憲昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長 型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 2,000億円を上限とします。 (2)継続申込額 5,000億円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2021年4月30日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

- ① 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に投資します。**

※不動産投資信託(リート)は、投資者から集めた資金で不動産に投資し、その不動産から得られる賃貸収入や不動産売却益を投資者に分配する商品であり、上場不動産投資信託は国内外の金融商品取引所で取引されています。
- ② 経済・社会の変化を見越し、成長性を重視した投資アプローチをとります。**

 - データを活用し、不動産市場の変化を捉えることで、経済・社会の変化から恩恵を受けることが期待される銘柄を選定します。
 - 配当利回りに注目した従来型の投資アプローチとは異なり、成長性を重視した投資アプローチをとります。
- ③ 不動産投資信託や不動産関連企業の物件所有状況やESGに関する豊富なデータを活用したポートフォリオ構築を実施します。**

 - 都市に点在する膨大な不動産物件を分析し、将来性を有する物件を多く保有・運営する不動産投資信託や不動産関連企業を特定します。
 - ポートフォリオの構築には、ESG分析、バリュエーション分析*を実施します。

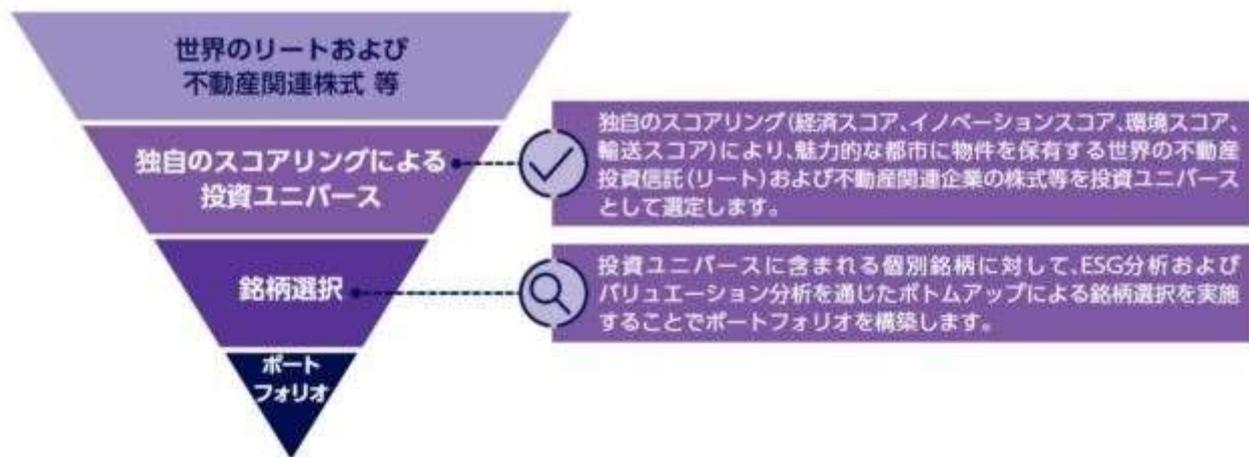
*ESGとは環境・社会・ガバナンスの各要素を指し、バリュエーションとは指標などを用いて投資対象の現在の価格が割安か割高かを判定する価値評価のことです。
- ④ 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用において確かな実績を持つシュローダー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。**

 - 当戦略専任の運用チームに加え、欧州、アジア、米国を中心にグローバルで充実した実物不動産運用のプロフェッショナルやデータ・サイエンティスト集団で構成されたデータ・インサイト・ユニット*により運用されます。

*データ・インサイト・ユニットとは多種多様なデータを解析することで市場の潜在需要を発掘し運用に生かす組織集団です。
- ⑤ 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。**

※上記①～④については、ファンドが実質的に投資する投資信託証券(投資対象ファンド)の内容を含みます。

運用プロセス



※世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等からシュローダー独自スコアリングにより投資ユニバースを策定します。資金動向や市場動向などにより投資ユニバースの規模は変動することがあります。

※スコアリングとは、投資銘柄を選定するための銘柄価値の評点化のことで、スコアとはその評価基準のことです。

■独自のスコアリングによる投資ユニバース策定とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択



独自のスコアリングによる投資ユニバース策定

- 主要都市について経済/イノベーション/環境/輸送のスコアにより、グローバル都市の中で高い魅力を持つ都市をスコアリング
 - 都市の魅力度や都市活動の基盤となる不動産の価値も変化すると想定、その変化を定量的に捉えることが可能
- リートおよび不動産関連企業が保有する全ての物件に対し、位置情報を用いて都市スコアを計測
 - 個別物件毎の都市スコアを積み上げることで銘柄のスコア(カンパニー・シティ・スコア)を計測
 - 相対的に高いカンパニー・シティ・スコアの銘柄群を投資ユニバースとして選定

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択

- ESG分析を通じて潜在的な損失につながる要因を事前に特定し、保有可能比率を調整
 - ESG分析は、「マネジメントの質」「顧客」「従業員」「環境」「ガバナンス」「地域社会」「規制当局、政府」「サプライヤー」の観点から実施し、スコアを策定。スコア下位25%の銘柄を投資ユニバースから除外。当該スコアに基づき、個別銘柄の保有可能ウェイトを調整
- バリュエーション分析を通じて期待リターンを左右する要因を特定し、保有比率を調整
 - バリュエーション分析は、財務モデルに加え、物件の需要を左右するドライバーとして主要な交通機関への接続性の評価(輸送スコア)などを反映

※上記のデータ件数についてはデータの規模を示すための概算値で随時変動しており、今後、変更される場合があります。「+」はより多いデータ件数を表しています。

※上記はシュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド(以下「マザーファンド」)が投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI投資証券」にかかるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ グローバル・シティーズ戦略にて着目している不動産セクター

ライフ・サイエンス



データセンター



貸倉庫



ファシリティーズ・マネジメント



アパート



マニファクチャード・ホーム



ヘルスケア



産業



※上記は経済・社会の変化を反映し、市場規模が拡大しているセクターの例示を目的とするものであり、当該セクターの銘柄等の購入、売却など如何なる投資推奨を目的とするものではありません。また、当戦略での投資対象は上記セクターに限定されません。

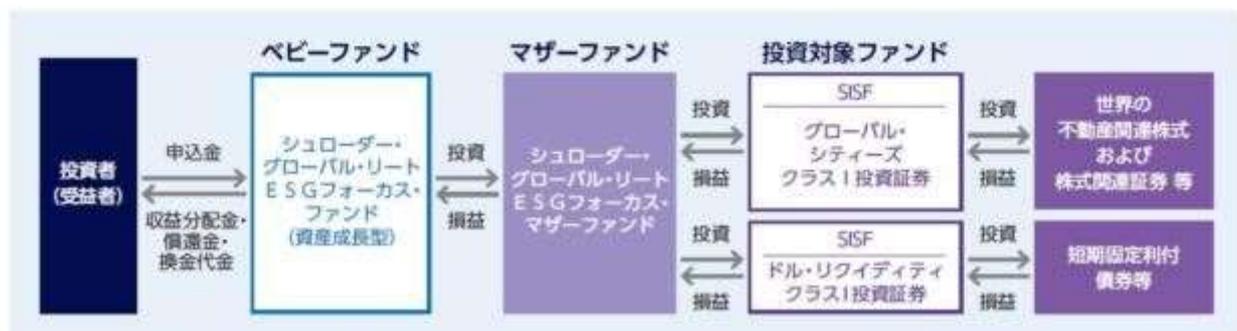
ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
主として世界の不動産関連株式および株式関連証券に投資する投資信託証券
[シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* グローバル・シティーズ クラスI 投資証券]
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券
[シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI 投資証券]

*[シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド]を以下[SISF]という場合があります。



※マザーファンドに投資するベビーファンドは、他に分配方針の異なるシュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(予想分配金提示型)があります。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

年1回の決算時（原則9月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況（2021年2月末現在）

1）～3）（略）

<訂正後>

委託会社の概況（2021年9月末現在）

1）～3）（略）

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュロダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド>

（略）

<参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要>

2021年3月31日現在における投資対象ファンドの概要です。

（略）

ファンド名	シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ・リアル・エステート クラスI投資証券
形態	（略）
主な投資対象	（略）
運用の基本方針 および主な投資制限	投資運用会社がサステナブルな投資先であると考えられる世界の不動産関連株式および株式関連証券への投資を通じて収益確保および米国消費者物価指数を中長期で上回る（費用控除後）元本成長を目指します。 （略） ・投資運用会社はファンドが行なうサステナビリティ問題に関する弱点分野を特定する試みに対して投資対象企業と建設的な対話をすることもあります。投資運用会社のサステナビリティや投資対象会社との建設的な対話の方法に関する詳細は投資運用会社のウェブページ www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/ で入手可能です。 （略）
ベンチマーク	米国消費者物価指数をターゲット・ベンチマークとしFTSE EPRA NAREIT Developed index（税控除前配当込み、米ドルベース）を比較ベンチマークとします。 これらのベンチマークはファンドのパフォーマンスを測る目的でのみ使用され、ファンドはこれらのベンチマークを参照することなく運用されます。従ってファンドの投資ユニバースがベンチマーク構成銘柄と重複する範囲は限定的で、投資運用会社は独自の指針で投資するため、ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがあり、ファンドのポートフォリオやパフォーマンスはベンチマークと乖離することがあります。これらのベンチマークはファンドに比べて環境や社会もしくはサステナブル目標を考慮していません。ベンチマークを超えるターゲット・リターンを得るという投資目的を達成するためにターゲット・ベンチマークは選定され、ファンドの投資目的や投資方針の達成度合いを測るのに適切であると投資運用会社が考える比較ベンチマークが選定されています。
投資運用報酬	（略）
管理報酬等	（略）
決算日	（略）

設定日	(略)	
ファンドの関係法人	管理会社	(略)
	投資運用会社	(略)
	保管会社	(略)

投資対象ファンドであるSISF グローバル・シティーズ・リアル・エステート クラスI投資証券（ファンド）は持続可能な投資を行うという投資目的（欧州サステナブル投資開示規則9条：Article 9 SFDR）を有します。この投資目的を有するファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られる可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資を行うファンドは、類似の投資基準を適用しない他ファンドをアンダーパフォームする可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、ファンドは特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。

サステナビリティ基準：

投資運用会社は、ファンドの投資対象の選択にサステナビリティ基準を適用します。投資ユニバースは2つの異なる段階で分析され、それぞれの段階を経てサステナビリティの弱点指標に基づく銘柄選択がなされます。

・ステージ1では、環境と社会的な指標による都市分析を行い、次に企業のロケーションが優位か劣位かによる評価を行います。下位4分の1に属する企業はファンドの投資ユニバースから除外されます。

・ステージ2では、シュローダー独自のサステナビリティ分析ツールと外部のサステナビリティ分析ツールを使って投資対象企業の定量評価の決定に注力します。各企業に対してサステナビリティ評価を行ない、このサステナビリティ評価に基づく銘柄選定プロセスによって下位4分の1に属する企業はファンドの投資対象から除外されます。

投資運用会社は、投資対象企業への出資者としての関係性を通じて、自然環境へのインパクトを緩和する努力の中で、持続可能性への明確な取り組みを示すことが期待されている投資対象企業と建設的対話を行うこともあります。

投資運用会社は、独自の調査とシュローダー独自のサステナブル分析ツールを使って分析を行います。第三者による調査は二次的考察において使用され、試行錯誤のきっかけになったり、その独自の見解に対する補足資料となります。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの90%以上はサステナビリティ基準に適合することを確保します。サステナビリティ基準を適用した結果、ファンドの潜在的な投資ユニバースの20%以上が投資対象の選定から除外されます。

(略)

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券
形態	(略)
主な投資対象	(略)
運用の基本方針 および主な投資制限	(略)

ベンチマーク	<p>ターゲット・ベンチマークはありません。ICE BofA Merrill Lynch US Treasury Bill (0-3m) indexを比較ベンチマークとします。</p> <p>比較ベンチマークはファンドのパフォーマンスを比較する目的でのみ使用され、ファンドは比較ベンチマークを参照することなく運用されます。ファンドの投資ユニバースは比較ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みです。ファンドの運用者は独自の指針で投資するため、比較ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがあり、ファンドのポートフォリオやパフォーマンスは比較ベンチマークと乖離することがあります。ファンドの投資目的や投資方針の達成度合いを測るのに適切であると投資運用会社が考える比較ベンチマークが選定されています。</p>	
投資運用報酬	(略)	
管理報酬等	(略)	
決算日	(略)	
設定日	(略)	
ファンドの関係法人	管理会社	(略)
	投資運用会社	(略)
	保管会社	(略)

(略)

<訂正後>

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュロダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド>

(略)

<参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要>

2021年9月末現在における投資対象ファンドの概要です。

(略)

ファンド名	シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI投資証券
形態	(略)
主な投資対象	(略)
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>投資運用会社がサステナブルな投資先であると考えられる世界の不動産関連株式および株式関連証券への投資を通じて元本成長とFTSE EPRA NAREIT Developed index（税控除後配当込み、米ドルベース）を中長期で上回る（費用控除後）収益確保を目指します。</p> <p>(略)</p> <p>・投資運用会社はファンドが行なうサステナビリティ問題に関する弱点分野を特定する試みに対して投資対象企業と建設的な対話をすることもあります。投資運用会社のサステナビリティや投資対象会社との建設的な対話の方法に関する詳細は投資運用会社のウェブページ www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures で入手可能です。</p> <p>(略)</p>

ベンチマーク	<p>FTSE EPRA NAREIT Developed index（税控除後配当込み、米ドルベース）をターゲット・ベンチマークとします。</p> <p>ファンドの投資ユニバースは、ターゲット・ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みです。投資運用会社は独自の指針で投資し、ベンチマークに縛られずに運用するため、ファンドのポートフォリオやパフォーマンスはターゲット・ベンチマークから相当程度、乖離することがあります。</p> <p>投資運用会社は特定の投資機会を活かすためにターゲット・ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがあります。このベンチマークはファンドに比べて環境や社会もしくはサステナブル目標を考慮していません。</p> <p>ファンドが投資する可能性がある投資カテゴリーを代表し、ファンドのリターンの観点から適切なターゲットと投資運用会社が考えるターゲット・ベンチマークを選定しています。</p>	
投資運用報酬	（略）	
管理報酬等	（略）	
決算日	（略）	
設定日	（略）	
ファンドの関係法人	管理会社	（略）
	投資運用会社	（略）
	保管会社	（略）

投資対象ファンドであるSISF グローバル・シティーズ・リアル・エステート クラスI投資証券（ファンド）は、2021年6月21日付でファンド名がSISF グローバル・シティーズ クラスI投資証券へ、ターゲット・ベンチマークが米国消費者物価指数からFTSE EPRA NAREIT Developed index（税控除後配当込み、米ドルベース）へと変更になり、比較ベンチマークが廃止されました。

投資対象ファンドであるSISF グローバル・シティーズ クラスI投資証券（ファンド）は持続可能な投資を行うという投資目的（欧州サステナブル投資開示規則9条：Article 9 SFDR）を有します。この投資目的を有するファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られる可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資を行うファンドは、類似の投資基準を適用しない他ファンドをアンダーパフォームする可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、ファンドは特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。

サステナビリティ基準：

投資運用会社は、投資対象銘柄の選択においてサステナビリティ基準を適用します。投資可能なユニバースは2段階においてサステナビリティ指標を用いて分析され、サステナビリティ評価が低い銘柄は除外されます。

・ステージ1では、都市スコアの策定を実施し、企業が所有する物件のロケーションを定量的に評価します。投資可能なユニバースのうち、環境と社会的な指標による評価スコアの下位4分の1に属する企業は除外されます。

・ステージ2では、シュローダー独自および外部機関のサステナビリティ分析ツールを用いて企業を定量的に評価します。投資可能なユニバースのうち、サステナビリティ評価の下位4分の1に属する企業は除外されます。

投資運用会社は、企業活動の利害関係人としての立場から、環境負荷を緩和するために、投資対象企業がサステナビリティに対して明確なコミットメントを示すことを期待し、建設的対話を行うことがあります。投資運用会社は、独自の調査とサステナビリティ分析ツールを使って投資対象企業の分析を行い、外部機関による調査は独自の見解を補完する材料となります。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの90%以上がサステナビリティ基準に適合することを確保します。投資可能なユニバースの20%以上の銘柄が、サステナビリティ基準を適用することでファンドの投資対象銘柄から除外されます。

（略）

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券	
形態	（略）	
主な投資対象	（略）	
運用の基本方針 および主な投資制限	（略）	
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。	
投資運用報酬	（略）	
管理報酬等	（略）	
決算日	（略）	
設定日	（略）	
ファンドの関係法人	管理会社	（略）
	投資運用会社	（略）
	保管会社	（略）

（略）

（3）【運用体制】

<訂正前>

～ （略）

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

～ （略）

上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

（2）リスク管理体制

<訂正前>

～ （略）

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

～ （略）

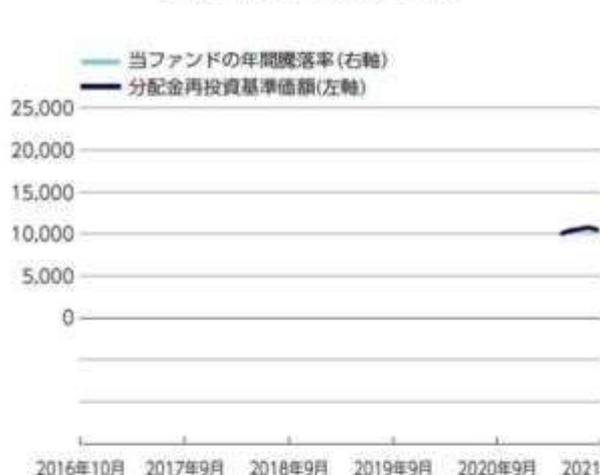
上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2016年10月末～2021年9月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2016年10月末～2021年9月末



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の販売として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと (又は行わないこと) の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依頼されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

個人受益者の場合

1) (略)

2) 解約金および償還金に対する課税

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

~ (略)

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(略)

個人受益者の場合

1) (略)

2) 解約金および償還金に対する課税

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

~ (略)

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長型）】

以下の運用状況は2021年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,473,127,394	100.04

コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		4,028,669	0.04
合計(純資産総額)		9,469,098,725	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・リート E S Gフォーカス・マザーファンド	8,949,577,132	1.0488	9,386,316,497	1.0585	9,473,127,394	100.04

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2021年 9月21日)	8,943	8,943	1.0425	1.0425
2021年 5月末日	1,003		1.0070	
6月末日	4,414		1.0430	
7月末日	6,851		1.0577	
8月末日	8,377		1.0769	
9月末日	9,469		1.0521	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年 5月25日～2021年 9月21日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2021年 5月25日～2021年 9月21日	4.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2021年 5月25日～2021年 9月21日	8,687,614,473	109,027,194

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	12,408,578,231	97.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		254,920,177	2.01
合計（純資産総額）		12,663,498,408	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
ルクセンブルク	投資証券	SISF GLOBAL CITIES I-ACC	384,916.86	32,613.53	12,553,497,946	32,237.00	12,408,564,935	97.99
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	1	13,296.00	13,296	13,296.00	13,296	0.00

□ 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.99
合 計	97.99

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

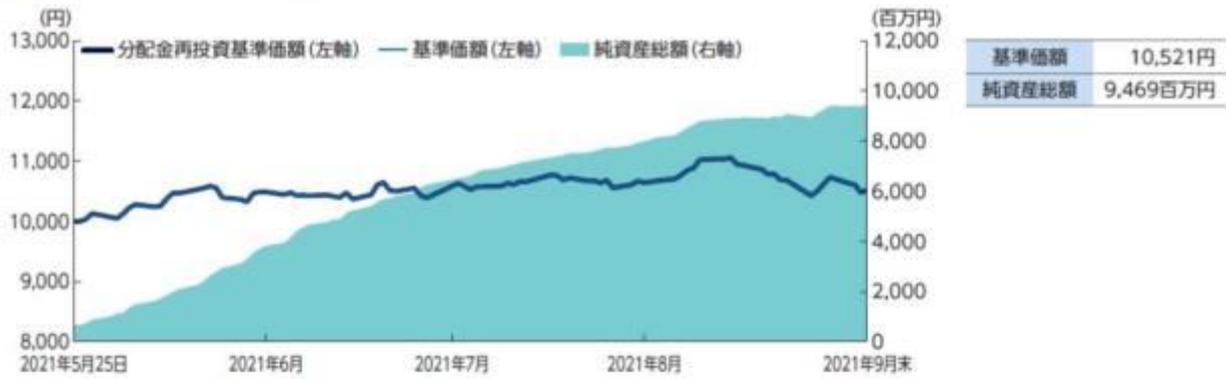
参考情報

運用実績

2021年9月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2021年5月25日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2021年9月	設定来累計
分配金	0円	0円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

主要な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI投資証券	投資証券	97.99
2	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

■ 組入上位国/地域

順位	国/地域	投資比率(%)
1	米国	57.7
2	日本	10.1
3	ドイツ	5.9
4	英国	5.6
5	香港	3.5
6	ベルギー	3.2
7	オーストラリア	3.1
8	中国	3.1
9	-	-
10	-	-

■ 組入上位銘柄

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	プロロジス	米国	工業用リート	5.4
2	エクイニクス	米国	専門リート	4.1
3	UDR	米国	住宅用リート	3.9
4	カムデン・プロパティ	米国	住宅用リート	3.7
5	アレクサンドリア・リアル・エステート	米国	オフィスリート	3.0
6	インビテーション・ホームズ	米国	住宅用リート	2.7
7	サン・コミュニティーズ	米国	住宅用リート	2.6
8	カズンズ・プロパティーズ	米国	オフィスリート	2.5
9	キューブスマート	米国	専門リート	2.3
10	ヘルスピーク・プロパティ	米国	ヘルスケアリート	2.3

■ 業種別組入比率 上位10種

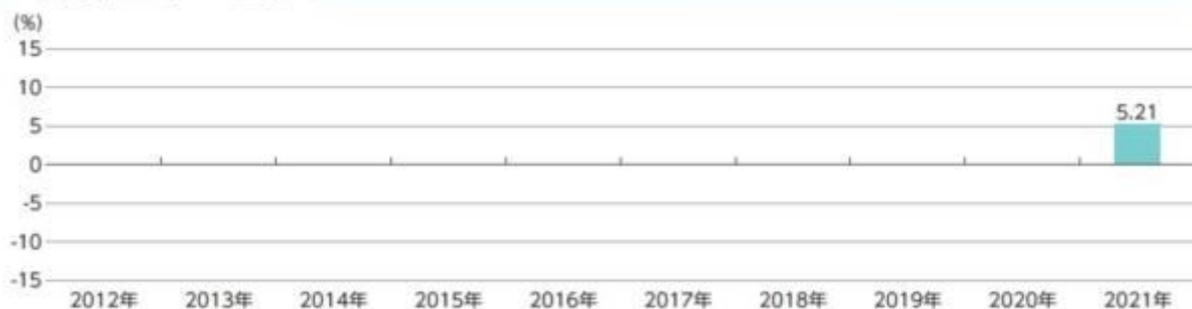
順位	業種	組入比率(%)
1	住宅用リート	15.7
2	工業用リート	15.3
3	専門リート	12.2
4	オフィスリート	10.3
5	不動産運営会社	9.4
6	ヘルスケアリート	7.3
7	各種不動産事業	7.2
8	店舗用リート	5.5
9	インターネットサービスおよびインフラストラクチャー	4.0
10	各種リート	2.9

※マザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド グローバル・シティーズ」(◆)の組入状況です。

◆「シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI投資証券」のマスターファンドを指します。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、国/地域は、原則として当該株式が主に取引されている取引所の所在国に基づき、マスターファンドの投資運用会社が作成した分類により表記しています。組入比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2021年5月25日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は5月25日から9月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条により、2021年 5月25日から2021年 9月21日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2021年 5月25日から2021年 9月21日まで）の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)	
第1期 (2021年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	8,976,046,282
未収入金	17,281,237
流動資産合計	8,993,327,519
資産合計	8,993,327,519
負債の部	
流動負債	
未払解約金	17,281,237
未払受託者報酬	609,304
未払委託者報酬	29,855,916
その他未払費用	2,030,936
流動負債合計	49,777,393
負債合計	49,777,393
純資産の部	
元本等	
元本	8,578,587,279
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	364,962,847
元本等合計	8,943,550,126
純資産合計	8,943,550,126
負債純資産合計	8,993,327,519

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
第1期 (自 2021年 5月25日 至 2021年 9月21日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	4,658,035
営業収益合計	4,658,035
営業費用	
受託者報酬	609,304

	第1期 (自 2021年 5月25日 至 2021年 9月21日)
委託者報酬	29,855,916
その他費用	2,030,936
営業費用合計	32,496,156
営業利益又は営業損失（ ）	27,838,121
経常利益又は経常損失（ ）	27,838,121
当期純利益又は当期純損失（ ）	27,838,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,440,483
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	401,849,481
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	401,849,481
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,030
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	364,962,847

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 2021年 9月21日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2021年 9月21日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	658,009,957円
期中追加設定元本額	8,029,604,516円
期中解約元本額	109,027,194円
2. 受益権の総数	8,578,587,279口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 2021年 5月25日 至 2021年 9月21日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(364,995,283円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は364,995,283円(1万口当たり425.47円)であります が、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2021年 5月25日 至 2021年 9月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 [2021年 9月21日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期（2021年 9月21日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,273,993円
合計	10,273,993円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期 [2021年 9月21日現在]
1口当たり純資産額	1.0425円
(1万口当たり純資産額)	(10,425円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュロージャー・グローバル・リートESG フォーカス・マザーファンド	8,561,661,849	8,976,046,282	
合計		8,561,661,849	8,976,046,282	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュロージャー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュロージャー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュロージャー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2021年 9月21日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	180,790,500
コール・ローン	485,324,968
投資証券	11,689,068,911
流動資産合計	12,355,184,379
資産合計	12,355,184,379
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	476,863
未払金	343,918,316
未払解約金	20,327,223
未払利息	1,196
その他未払費用	9,539
流動負債合計	364,733,137
負債合計	364,733,137
純資産の部	
元本等	

元本	11,437,371,558
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	553,079,684
元本等合計	11,990,451,242
純資産合計	11,990,451,242
負債純資産合計	12,355,184,379

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2021年 9月21日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2021年 9月21日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	967,271,657円
期中追加設定元本額	10,639,452,482円
期中解約元本額	169,352,581円
元本の内訳	
ファンド名	
シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)	2,875,709,709円
シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド (資産成長型)	8,561,661,849円

計	11,437,371,558円
2. 受益権の総数	11,437,371,558口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 2021年 5月25日 至 2021年 9月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

	[2021年 9月21日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

(2021年 9月21日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	49,735,783円
合計	49,735,783円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2021年 9月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建	163,602,743	-	163,125,880	476,863
	米ドル	163,602,743	-	163,125,880	476,863
	合計	163,602,743	-	163,125,880	476,863

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

4. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	[2021年 9月21日現在]
1口当たり純資産額	1.0484円
(1万口当たり純資産額)	(10,484円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	SISF US Dollar Liquidity Class I	1.00	118.80	
		SISF GLOBAL CITIES I-ACC	366,144.47	106,681,170.89	
	米ドル 小計		366,145.47	106,681,289.69 (11,689,068,911)	
合計				11,689,068,911 (11,689,068,911)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ・リアル・エステート クラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ・リアル・エステート クラスI投資証券」は2021年6月に「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI投資証券」に名称を変更しております。

また、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍ドル建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（2020年1月1日から2020年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ 2020年12月期報告書

2020年12月31日現在の連結貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・
ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

資産

投資有価証券取得価額	449,456,847
未実現評価益/(損)	82,106
投資有価証券評価額	449,538,953
現金預金およびブローカーへの預託金	43,296,515
未収追加金	17,699

資産計	492,853,167
負債	
未払運用報酬	66,362
その他負債	126,803
負債計	193,165
純資産総額	492,660,002

2020年12月31日現在の投資有価証券一覧表

投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ドル・リクイディティ

投資	通貨	株数/額面金額	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
その他の規制市場で取引される譲渡可能証券および短期金融市場証券				
社債				
金融				
US Treasury Bill 0% 05/01/2021	USD	39,500,000	39,499,991	8.02
US Treasury Bill 0% 04/03/2021	USD	39,497,000	39,491,822	8.02
US Treasury Bill 0% 20/05/2021	USD	17,333,000	17,327,107	3.52
US Treasury Bill 0% 03/06/2021	USD	40,000,000	39,984,999	8.12
US Treasury Bill 0% 09/09/2021	USD	39,894,000	39,867,892	8.09
US Treasury Bill 0% 07/10/2021	USD	40,000,000	39,970,407	8.11
US Treasury Bill 0% 28/01/2021	USD	17,500,000	17,499,227	3.55
			233,641,445	47.43
社債合計			233,641,445	47.43
コマーシャルペーパー				
エネルギー				
Exxon Mobil Corp. 0% 22/06/2021	USD	9,000,000	8,991,566	1.83
			8,991,566	1.83
金融				
Banco Santander SA 0% 08/03/2021	USD	19,000,000	18,993,776	3.86
Credit Agricole Corporate and Investment Bank 0% 08/02/2021	USD	25,000,000	24,997,671	5.07
DNB Bank ASA 0% 20/04/2021	USD	14,250,000	14,243,774	2.89
DNB Bank ASA 0% 12/03/2021	USD	15,000,000	14,996,539	3.04
Nordea Bank AB 0% 14/01/2021	USD	24,750,000	24,749,066	5.02
Societe Generale SA 0% 16/08/2021	USD	10,000,000	9,983,470	2.03
Societe Generale SA 0% 04/01/2021	USD	19,000,000	18,999,789	3.86
Standard Chartered Bank 0% 26/04/2021	USD	10,000,000	9,993,588	2.03
Standard Chartered Bank 0% 26/07/2021	USD	10,000,000	9,984,935	2.03
Svenska Handelsbanken AB 0% 22/01/2021	USD	25,000,000	24,998,579	5.06
Toronto-Dominion Bank (The) 0% 26/04/2021	USD	20,000,000	19,984,147	4.06
Toronto-Dominion Bank (The) 0% 28/06/2021	USD	15,000,000	14,980,608	3.04
			206,905,942	41.99
コマーシャルペーパー合計			215,897,508	43.82
その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計			449,538,953	91.25

投資総額	449,538,953	91.25
現金	43,296,515	8.79
その他資産/(負債)	(175,466)	(0.04)
純資産総額	492,660,002	100.00

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・シティーズ・リアル・エステート 2020年12月期報告書

2020年12月31日現在の連結貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
グローバル・シティーズ・リアル・エステート
(米ドル)

資産	
投資有価証券取得価額	323,837,051
未実現評価益/(損)	43,068,668
投資有価証券評価額	366,905,719
現金預金およびブローカーへの預託金	5,911,365
未収証拠金	163,345
未収追加金	1,953,436
未収配当金	761,406
未収還付請求額	27,869
外国為替先渡契約未実現評価益	262,276
その他資産	10,629
資産計	375,996,045
負債	
未払解約金	664,393
未払利息	462
未払配当金	425,118
未払運用報酬	212,900
外国為替先渡契約未実現評価損	7,658
その他負債	196,403
負債計	1,506,934
純資産総額	374,489,111

2020年12月31日現在の投資有価証券一覧表

投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
グローバル・シティーズ・リアル・エステート

投資	通貨	株数/額面金額	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能証券および短期金融市場証券				
株式				
通信サービス				
Cellnex Telecom SA, Reg. S	EUR	80,887	4,880,998	1.31

Superloop Ltd.	AUD	1,745,645	1,432,179	0.38
			6,313,177	1.69
工業				
A-Living Smart City Services Co. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	1,685,250	7,475,106	1.99
Canadian Pacific Railway Ltd.	CAD	17,263	6,023,053	1.61
IBI Group, Inc.	CAD	225,073	1,444,518	0.39
Times Neighborhood Holdings Ltd., Reg. S	HKD	4,654,188	4,356,245	1.16
Transurban Group	AUD	165,875	1,749,089	0.47
			21,048,011	5.62
情報技術				
21Vianet Group, Inc., ADR	USD	336,540	11,736,753	3.13
GDS Holdings Ltd., ADR	USD	42,409	3,986,350	1.06
NEXTDC Ltd.	AUD	679,527	6,423,120	1.72
			22,146,223	5.91
不動産				
Alexandria Real Estate Equities, Inc., REIT	USD	71,289	12,472,820	3.34
Allied Properties Real Estate Investment Trust	CAD	119,830	3,544,068	0.95
alstria office REIT-AG	EUR	515,840	9,378,823	2.50
Big Yellow Group plc, REIT	GBP	495,683	7,422,763	1.98
Camden Property Trust, REIT	USD	110,582	10,915,442	2.91
Columbia Property Trust, Inc., REIT	USD	332,305	4,693,112	1.25
Comforia Residential REIT, Inc.	JPY	793	2,294,107	0.61
CoreSite Realty Corp., REIT	USD	36,833	4,539,487	1.21
Cousins Properties, Inc., REIT	USD	296,442	9,991,360	2.67
CubeSmart, REIT	USD	237,553	8,007,231	2.14
Deutsche Wohnen SE	EUR	239,083	12,832,237	3.44
DiamondRock Hospitality Co., REIT	USD	624,020	5,181,472	1.38
Digital Realty Trust, Inc., REIT	USD	17,200	2,375,382	0.63
Entra ASA, Reg. S	NOK	51,633	1,177,057	0.31
Equinix, Inc., REIT	USD	8,268	5,784,557	1.54
Equity LifeStyle Properties, Inc., REIT	USD	74,712	4,681,531	1.25
Equity Residential, REIT	USD	105,852	6,243,698	1.67
Extra Space Storage, Inc., REIT	USD	36,426	4,173,049	1.11
Fabege AB	SEK	445,549	7,051,068	1.88
Federal Realty Investment Trust, REIT	USD	27,814	2,391,203	0.64
GLP J-Reit, REIT	JPY	5,253	8,311,719	2.22
Goodman Group, REIT	AUD	234,727	3,424,266	0.91
Hang Lung Properties Ltd.	HKD	1,485,000	3,915,404	1.05
Healthcare Realty Trust, Inc., REIT	USD	304,313	8,928,517	2.38
Healthpeak Properties, Inc., REIT	USD	424,903	12,686,771	3.40
Hulic Co. Ltd.	JPY	120,400	1,324,789	0.35
Hulic Reit, Inc.	JPY	1,438	2,151,426	0.57
Invitation Homes, Inc., REIT	USD	311,173	9,180,526	2.45
Kenedix Office Investment Corp., REIT	JPY	465	3,174,023	0.85
LaSalle Logiport REIT	JPY	1,917	3,100,088	0.83
Mitsubishi Estate Co. Ltd.	JPY	424,181	6,828,112	1.82
Mitsui Fudosan Co. Ltd.	JPY	250,050	5,235,344	1.40

Mori Hills REIT Investment Corp.	JPY	1,770	2,448,578	0.65
Nippon Prologis REIT, Inc.	JPY	2,020	6,315,270	1.69
Prologis, Inc., REIT	USD	168,537	16,651,338	4.46
QTS Realty Trust, Inc., REIT 'A'	USD	115,419	7,045,549	1.88
Rexford Industrial Realty, Inc., REIT	USD	230,682	11,249,992	3.00
Segro plc, REIT	GBP	353,860	4,577,322	1.22
Shaftesbury plc, REIT	GBP	377,796	2,934,435	0.78
Shurgard Self Storage SA	EUR	165,176	7,203,556	1.92
Sun Communities, Inc., REIT	USD	79,896	11,933,978	3.20
Sun Hung Kai Properties Ltd.	HKD	496,428	6,401,962	1.71
Sunstone Hotel Investors, Inc., REIT	USD	297,795	3,352,916	0.90
Terreno Realty Corp., REIT	USD	195,572	11,285,407	3.01
UDR, Inc., REIT	USD	232,299	8,823,378	2.36
UNITE Group plc (The), REIT	GBP	313,444	4,471,273	1.19
VGP NV	EUR	53,211	8,014,261	2.14
Washington Real Estate Investment Trust	USD	365,293	7,872,799	2.10
Welltower, Inc., REIT	USD	53,290	3,404,842	0.91
			317,398,308	84.76
株式合計			366,905,719	97.98
公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計			366,905,719	97.98
投資総額			366,905,719	97.98
現金			5,911,365	1.58
その他資産/(負債)			1,672,027	0.44
純資産総額			374,489,111	100.00

外国為替先渡契約明細表

買い 通貨	買建額	売り 通貨	売建額	満期日	カウンター・ パーティ	未実現評価益/(損) 米ドル	純資産構成比 (%)
シェアクラスごとのヘッジ							
EUR	65,785,160	USD	80,602,262	2021年1月29日	HSBC	262,237	0.07
USD	38,639	EUR	31,402	2021年1月29日	HSBC	39	-
為替ヘッジ付きシェアクラスの純資産額における 外国為替先渡契約に係る未実現評価益 - 資産						262,276	0.07
外国為替先渡契約未実現評価益 - 資産合計						262,276	0.07
シェアクラスごとのヘッジ							
EUR	4,060	USD	4,996	2021年1月29日	HSBC	(5)	-
USD	2,678,705	EUR	2,185,415	2021年1月29日	HSBC	(7,653)	-
為替ヘッジ付きシェアクラスの純資産額における 外国為替先渡契約に係る未実現評価損 - 負債						(7,658)	-
外国為替先渡契約未実現評価損 - 負債合計						(7,658)	-
外国為替先渡契約未実現評価益 - 資産の純変動						254,618	0.07

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 9月30日現在です。

【シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長型）】

【純資産額計算書】

資産総額	9,474,811,030円
負債総額	5,712,305円
純資産総額（ - ）	9,469,098,725円
発行済口数	8,999,932,104口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0521円

（参考）

シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	12,964,779,039円
負債総額	301,280,631円
純資産総額（ - ）	12,663,498,408円
発行済口数	11,963,318,598口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0585円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

2021年9月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2021年9月末現在）

経営体制

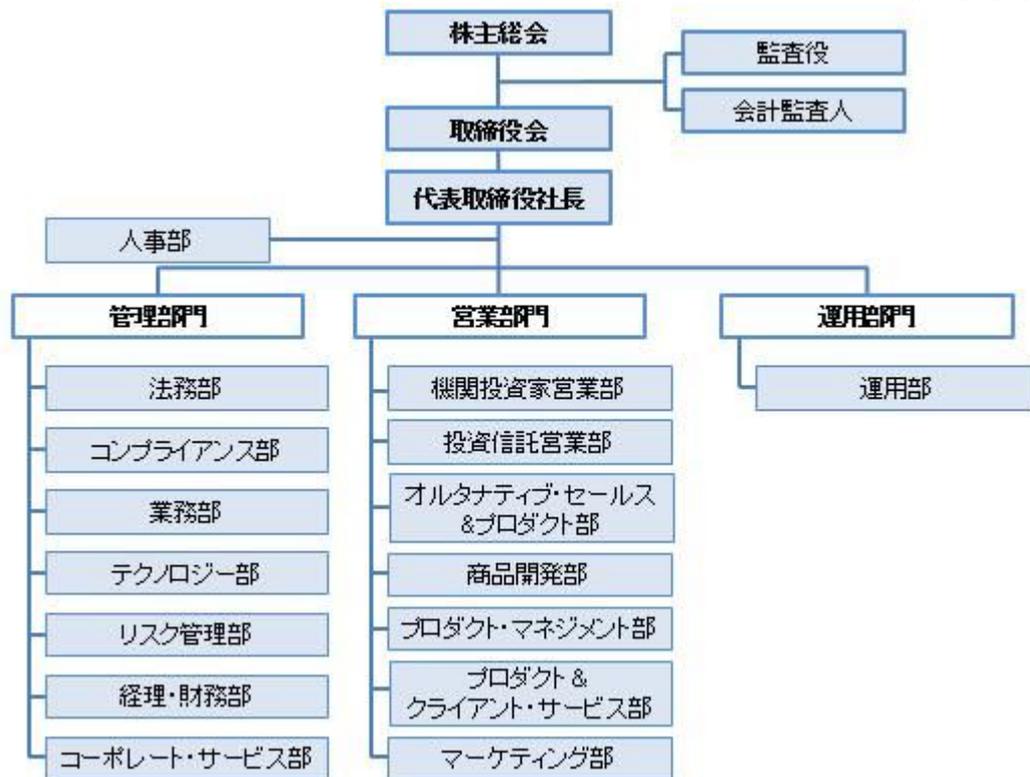
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2021年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	55	419,101,351,745

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第31期事業年度の中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (2019年12月31日)	第30期 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,345,979	1,534,103
前払費用	62,562	49,578
貸付金	*2 1,010,000	642,500
未収入金	*2 207,801	191,426
未収委託者報酬	639,271	661,082
未収運用受託報酬	1,013,562	930,143
未収還付法人税等	67,568	36,319
未収還付消費税等	49,534	0
流動資産合計	4,396,281	4,045,154
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 13,588	14,618
器具備品(純額)	*1 37,863	37,439
有形固定資産合計	51,451	52,057
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	2,323	2,192
無形固定資産合計	6,022	5,892
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,301
長期差入保証金	248,310	272,147
繰延税金資産	946,117	922,611
投資その他の資産合計	1,194,428	1,197,060
固定資産合計	1,251,902	1,255,010
資産合計	5,648,183	5,300,165

(単位：千円)

第29期 (2019年12月31日)	第30期 (2020年12月31日)
-----------------------	-----------------------

負債の部		
流動負債		
預り金	51,958	48,921
未払金		
未払手数料	181,987	198,476
その他未払金	*2 1,666,506	1,590,190
未払費用	76,786	78,265
未払消費税等	-	30,207
流動負債合計	1,977,239	1,946,060
固定負債		
長期未払金	*2 542,551	503,570
長期未払費用	5,730	0
退職給付引当金	840,311	908,080
役員退職慰労引当金	14,773	5,915
資産除去債務	55,952	56,736
固定負債合計	1,459,318	1,474,302
負債合計	3,436,558	3,420,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,221,625	889,697
利益剰余金合計	1,221,625	889,697
株主資本合計	2,211,625	1,879,697
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	104
評価・換算差額等合計	-	104
純資産合計	2,211,625	1,879,802
負債純資産合計	5,648,183	5,300,165

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期		第30期	
	自 2019年 1月 1日	至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日	至 2020年12月31日
営業収益				
委託者報酬	2,711,007		2,520,799	
運用受託報酬	3,914,289		3,145,290	
その他営業収益	2,216,257		1,658,573	
営業収益計	8,841,553		7,324,663	
営業費用				
支払手数料	807,843		739,677	
広告宣伝費	105,904		118,242	
公告費	1,080		0	

調査費		
調査費	217,840	212,694
委託調査費	1,473,096	1,261,593
図書費	3,000	2,200
事務委託費	298,912	296,291
営業雑経費		
通信費	18,610	24,042
印刷費	7,266	8,987
協会費	13,722	11,509
諸会費	5,238	4,983
営業費用計	*1 2,952,515	2,680,221
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,369	411,020
給料・手当	1,501,295	1,461,347
賞与	748,730	655,267
交際費	8,807	1,744
旅費交通費	63,033	9,376
租税公課	48,865	39,608
不動産賃借料	249,794	261,255
退職給付費用	130,479	103,991
役員退職慰労引当金繰入	5,273	13,641
法定福利費	191,334	186,076
固定資産減価償却費	9,311	17,045
諸経費	1,489,533	1,295,403
一般管理費計	*1 4,637,206	4,455,781
営業利益(営業損失)	1,251,831	188,660
営業外収益		
受取利息	463	64
受取配当金	15	8
有価証券売却益	70	-
為替差益	-	15,700
時効償還金	4,186	-
雑益	2,055	2,865
営業外収益計	6,790	18,639
営業外費用		
為替差損	10,117	-
雑損失	1,438	1,052
営業外費用計	11,555	1,052
経常利益(経常損失)	1,247,065	206,247
特別損失		
割増退職金等	61,497	61,288
固定資産除却損	1,103	0
特別損失計	62,601	61,288
税引前当期純利益	1,184,464	144,959
法人税、住民税及び事業税	298,822	85,880
法人税等調整額	119,074	23,505
法人税等合計	417,897	109,386
当期純利益(当期純損失)	766,567	35,572

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			1,470,000	1,470,000		1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					433	433
当期変動額合計	-	-	703,432	703,432	433	702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

第30期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	0	2,211,625
当期変動額						
剰余金の配当			367,500	367,500		367,500
当期純利益			35,572	35,572		35,572
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					104	104
当期変動額合計	-	-	331,927	331,927	104	331,822
当期末残高	490,000	500,000	889,697	1,879,697	104	1,879,802

重要な会計方針

項 目	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）に よっております。

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 2019年12月31日現在	第30期 2020年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 166,477千円 器具備品 155,860千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 167,961千円 器具備品 165,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年 12月31日	2020年 3月31日

第30期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度 期首株式数	第30期事業年度 増加株式数	第30期事業年度 減少株式数	第30期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年 12月31日	2020年 3月31日
2020年 9月28日 取締役会	普通株式	122,500	12,500	2020年 6月30日	2020年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料
1年内 1,251千円	1年内 0千円
1年超 0千円	1年超 0千円
合計 1,251千円	合計 0千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。</p> <p>貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第29期（2019年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,345,979	1,345,979	-
(2) 貸付金	1,010,000	1,010,000	-
(3) 未収入金	207,801	207,801	-
(4) 未収委託者報酬	639,271	639,271	-
(5) 未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	-
資産計	4,216,615	4,216,615	-
(1) 未払手数料	181,987	181,987	-
(2) その他未払金	1,666,506	1,666,506	-
(3) 長期未払金	542,551	543,790	1,239
負債計	2,391,045	2,392,284	1,239

第30期（2020年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,534,103	1,534,103	-
(2) 貸付金	642,500	642,500	-
(3) 未収入金	191,426	191,426	-
(4) 未収委託者報酬	661,082	661,082	-
(5) 未収運用受託報酬	930,143	930,143	-
資産計	3,959,255	3,959,255	-
(1) 未払手数料	198,476	198,476	-
(2) その他未払金	1,590,190	1,590,190	-
(3) 長期未払金	503,570	504,495	925
負債計	2,292,237	2,293,162	925

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第29期 2019年12月31日現在	第30期 2020年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 同左
(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収委託者報酬 同左
(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(5) 未収運用受託報酬 同左
負債	負債
(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 未払手数料 同左

(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左
(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。	(3) 長期未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,345,979	-
貸付金	1,010,000	-
未収入金	207,801	-
未収委託者報酬	639,271	-
未収運用受託報酬	1,013,562	-
合計	4,216,615	-

第30期(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,534,103	-
貸付金	642,500	-
未収入金	191,426	-
未収委託者報酬	661,082	-
未収運用受託報酬	930,143	-
合計	3,959,255	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

第30期(2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

第30期(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,778	1,663	115
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	522	533	11
合計	2,301	2,197	104

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第30期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">905,285千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">130,479千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">195,453千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">840,311千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311千円</u></td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 130,479千円</p>	期首における退職給付引当金	905,285千円	退職給付費用	130,479千円	退職給付の支払額	195,453千円	期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	<u>-</u>	非積立型制度の退職給付債務	840,311千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>	退職給付引当金	<u>840,311千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">840,311千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">103,991千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">36,222千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">908,080千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>908,080千円</u></td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 103,991千円</p>	期首における退職給付引当金	840,311千円	退職給付費用	103,991千円	退職給付の支払額	36,222千円	期末における退職給付引当金	<u>908,080千円</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	<u>-</u>	非積立型制度の退職給付債務	908,080千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>	退職給付引当金	<u>908,080千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>
期首における退職給付引当金	905,285千円																																								
退職給付費用	130,479千円																																								
退職給付の支払額	195,453千円																																								
期末における退職給付引当金	<u>840,311千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	-																																								
年金資産	<u>-</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	840,311千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>																																								
退職給付引当金	<u>840,311千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311千円</u>																																								
期首における退職給付引当金	840,311千円																																								
退職給付費用	103,991千円																																								
退職給付の支払額	36,222千円																																								
期末における退職給付引当金	<u>908,080千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	-																																								
年金資産	<u>-</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	908,080千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>																																								
退職給付引当金	<u>908,080千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>908,080千円</u>																																								

（税効果会計関係）

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第30期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産	(千円)	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産	(千円)
未払費用否認	665,647	未払費用否認	622,353
退職給付引当金損金 算入限度超過額	257,303	退職給付引当金損金 算入限度超過額	278,054
役員退職慰労引当金否認	4,523	役員退職慰労引当金否認	1,811
資産除去債務	17,132	資産除去債務	17,372
その他	1,510	その他	3,020
繰延税金資産小計	946,117	繰延税金資産小計	922,611
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	946,117	繰延税金資産合計	922,611
繰延税金資産の純額	946,117	繰延税金資産の純額	922,611
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率 (調整)	30.6%
役員賞与等永久に損金 算入されない項目	4.9%	役員賞与等永久に損金 算入されない項目	61.2%
過年度法人税等	0.0%	過年度法人税等	0.5%
その他	0.3%	その他	16.7%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	35.3%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	75.5%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	第29期		第30期	
	自	2019年 1月 1日	自	2020年 1月 1日
	至	2019年12月31日	至	2020年12月31日
期首残高		91,375		55,952
有形固定資産の取得に伴う増加額		-		-
その他増減額(は減少)		35,422		783
期末残高		55,952		56,736

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行う

とともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

第30期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,520,799	3,145,290	1,399,699	258,873	7,324,663

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	その他	合計
5,324,188	2,000,474	7,324,663

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第29期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	71,267	未払金 (その他未払金) 長期未払金	119,523 135,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社 の子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービスズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6)	4,530,000	貸付金	1,010,000
							資金の貸付 (注6)	4,040,000		
							受取利息	463	未収入金	24
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注7)	67,947	未収運用 受託報酬	9,713
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	305,298	未収入金	55,332
							情報提供業務 報酬の受取 (注9)	159,053		
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	63,840		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	1,092,097	未払金 (その他 未払金)	129,496
							一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	356,723		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取(注7)	61,401	未収運用 受託報酬	5,295
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	180,139	未収入金	12,277
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	10,786		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	17,780	未払金 (その他 未払金)	76,016

							一般管理費(諸経費)の支払 (注9)	717,726		
兄弟 会社の 子会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取(注7)	1,419,530	未収運用 受託報酬	110,631
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	1,081,204	未収入金	82,042
									未払金 (その他 未払金)	7,653

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第30期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	当社への 出資	剰余金の配当	367,500	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の 最終 親会社	一般管理費 （役員および 従業員の賞与 の負担金） （注1）	103,606	未払金 （その他 未払金） 長期 未払金	106,895 156,744

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

（2）兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービスズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 （注5） 資金の貸付 （注5） 受取利息	3,182,500 2,815,000 64	貸付金 未収入金	642,500 0
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 （注6） サービス提供 業務報酬 の受取 （注7） 情報提供業務 報酬の受取 （注8） 役務提供業務 の対価の受取 （注8） 運用再委託報 酬の支払 （注6）	37,329 280,596 154,845 48,038 901,637	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 （その他 未払金）	3,797 176,391

							一般管理費 (諸経費)の 支払 (注8)	352,166		
兄弟 会社の 子会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注6)	1,068,371	未収運用 受託報酬	113,967
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注7)	737,191	未収入金	85,441
							運用再委託 報酬の支払 (注6)	35,856	未払金 (その他 未払金)	2,893

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。

(注5) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注6) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注7) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注8) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第29期	第30期
自 2019年 1月 1日	自 2020年 1月 1日
至 2019年12月31日	至 2020年12月31日

1株当たり純資産額	225,676円03銭	1株当たり純資産額	191,816円54銭
1株当たり当期純利益	78,221円18銭	1株当たり当期純利益	3,629円86銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	766,567千円	損益計算書上の当期純利益	35,572千円
普通株式に係る当期純利益	766,567千円	普通株式に係る当期純利益	35,572千円
<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>		<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期 中間会計期間末

2021年6月30日

資産の部

流動資産

預金		2,128,441
前払費用		66,942
貸付金		1,000,000
未収入金		158,486
未収委託者報酬		684,530
未収運用受託報酬		647,954
流動資産合計		4,686,355

固定資産

有形固定資産

建物附属設備(純額)	*1	16,161
器具備品(純額)	*1	38,733
有形固定資産合計		54,895

無形固定資産

投資その他の資産

投資有価証券		1,348
長期差入保証金		272,147
繰延税金資産		822,114
投資その他の資産合計		1,095,610

固定資産合計

固定資産合計		1,155,881
--------	--	-----------

資産合計

資産合計		5,842,237
------	--	-----------

(単位：千円)

第31期 中間会計期間末
2021年6月30日

負債の部		
流動負債		
預り金		45,346
未払金		1,276,167
未払費用		53,747
未払法人税等		167,970
未払消費税等	*2	213,314
賞与引当金		333,400
役員賞与引当金		71,381
流動負債合計		2,161,326
固定負債		
長期未払金		350,572
退職給付引当金		899,019
役員退職慰労引当金		8,680
資産除去債務		57,131
固定負債合計		1,315,403
負債合計		3,476,730
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,375,450
利益剰余金合計		1,375,450
株主資本合計		2,365,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		56
評価・換算差額等合計		56
純資産合計		2,365,506
負債純資産合計		5,842,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第31期 中間会計期間	
	自 2021年1月 1日	
	至 2021年6月30日	
営業収益		
委託者報酬		1,426,472
運用受託報酬		3,095,225
その他営業収益		852,322
営業収益計		5,374,020
営業費用及び一般管理費	*4	4,595,073
営業利益		778,946
営業外収益	*1	1,155
営業外費用	*2	36,649
経常利益		743,452

特別損失	*3	7,683
税引前中間純利益		735,769
法人税、住民税及び事業税		149,519
法人税等調整額		100,497
法人税等合計		250,016
中間純利益		485,752

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期 中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本合計			
			その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	889,697	1,879,697	104	1,879,802	
当中間期変動額							
中間純利益			485,752	485,752		485,752	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					47	47	
当中間期変動額合計	-	-	485,752	485,752	47	485,704	
当中間期末残高	490,000	500,000	1,375,450	2,365,450	56	2,365,506	

重要な会計方針

項 目	第31期中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>

<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第31期中間会計期間末 2021年6月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	168,802千円
	器具備品	170,542千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項 目	第31期中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息	92千円
	受取配当金	17千円
	有価証券売却益	319千円
	雑益	725千円

*2. 営業外費用の主要項目	為替差損	36,265千円
	雑損失	383千円
*3. 特別損失の主要項目	割増退職金等	7,683千円
*4. 減価償却実施額	有形固定資産	7,779千円
	無形固定資産	517千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第31期事業年度 期首株式数	第31期中間会計 期間増加株式数	第31期中間会計 期間減少株式数	第31期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第31期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,128,441千円	2,128,441千円	-
(2) 貸付金	1,000,000千円	1,000,000千円	-
(3) 未収入金	158,486千円	158,486千円	-
(4) 未収委託者報酬	684,530千円	684,530千円	-
(5) 未収運用受託報酬	647,954千円	647,954千円	-
資産計	4,619,413千円	4,619,413千円	-
(1) 未払金	1,276,167千円	1,276,167千円	-
(2) 長期未払金	350,572千円	351,256千円	683千円
負債計	1,626,739千円	1,627,423千円	683千円

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま
す。

（2）貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま
す。

（3）未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま
す。

（4）未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっ
ております。

（5）未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ
っております。

負債

（1）未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま
す。

（2）長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた
現在価値によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第31期中間会計期間末（2021年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,348千円	1,292千円	56千円
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 証券投資信託受益証券	- 千円	- 千円	- 千円
合計	1,348千円	1,292千円	56千円

（資産除去債務関係）

第31期中間会計期間末（2021年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高 56,736千円

有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	395千円
当中間会計期間末残高	57,131千円

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,426,472	3,095,225	721,471	130,850	5,374,020

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
4,397,368	976,651	5,374,020

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先については以下の通りです。

（単位：千円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
A社（ ）	1,578,006	投資運用及び投資助言・代理事業

（ ） A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第31期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日 ）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

第31期中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
1 株当たり純資産額	241,378円25銭
1 株当たり中間純利益	49,566円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	485,752千円
普通株式に係る中間純利益	485,752千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円 (2020年7月27日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部 (信託財産の管理) を原信託受託者から再信託受託者 (株式会社日本カストディ銀行) へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 訂正後 >

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2021年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社富山第一銀行	10,182百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	佐々木 貴司
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	藪谷 峰
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長型）の2021年5月25日から2021年9月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド（資産成長型）の2021年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2021年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月22日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記

事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。